

日本少年野球連盟滋賀県支部所属

近江ボーイズ少年硬式野球協会

会 則

第1章 総則

第1条 本チームは「近江ボーイズ少年硬式野球協会」と称する。

第2条 本チームの事務局は、滋賀県東近江市に置く。

第3条 本チームは日本少年野球連盟（ボーイズリーグ）に加盟し、その目的と指示に従う。

第4条 入会員（以後部員）とは正規の手続きを完了した生徒を言う。

第2章 目的及び事業

第5条 本チームは、硬式野球を愛好する少年に正しい野球の在り方を指導し、野球を通じて心身の錬磨とスポーツマンシップを理解させることに努め、規律を重んじる明朗な社会人になるための基礎を養成し、次代を担う少年の健全な育成を図る事を目的とする。

第6条 前項の目的を達成するため、次の事項を行う。

- ① 硬式野球の指導
- ② 連盟が主催する大会への参加
- ③ 地区大会への参加
- ④ その他、目的達成に必要な事業

第3章 入会資格

第7条 入会（入部）の条件は、野球を愛し、健康なる中学生を対象とする。

第8条 入部は、チーム指定の入部申込書と契約書に、保護者の署名、捺印のうえ本チーム代表者に提出する。

第9条 前項手続きを経て入会金（別掲）の納入をもって入部を認める。

第4章 会計及び会費

第10条 本チームの収入は、次の収入により運営する。

- ① 入会金
- ② 会費
- ③ その他の協力費、広告料等
- ④ チームの主旨に賛同する個人及び団体等の寄付金等

第11条 本チームの会計年度は、毎年1月1日から12月31日とする。

第12条 会計は次の通りとし毎月チームの定める日に会計係に納めるものとする。

- ① 入会金 10,000 円
- ② 会費月額 10,000 円

第5章 役制と役割

第13条 本チームには、会長、代表、副代表、監督、コーチ、マネージャー、会計、広報、用具備品管理、会計監査、その他代表が必要とする役員を置く。

- ① 代表は、本チームを代表してチーム内外の会務を統括する。

② 副代表は、代表の補佐をして代表の支障ある時はその任務を代行する。

③ 監督は、野球技術、健全な身体の育成と正しい規律を指導する。

④ コーチは、監督を補佐して監督の支障ある時はこれを代行する。

⑤ マネージャーは、代表、監督の指示に従い、チーム全体を把握し活動を遂行する。

⑥ 会計は、チームに関わるすべての収入、支出を把握、これを記録し、全保護者に決算報告を行う。

⑦ 広報は、諸会議の議事を記録し、また行事、試合の予定、結果の詳細を広報紙掲示板にて全員に知らせる。

⑧ 用具備品管理は、チームの重要な器具、備品、用具の管理をする。

⑨ 会計監査は、会計、財務の監査を行い、その結果を総会に報告する。

第6章 役員の任務と選考

第14条 任期

① 代表、副代表、監督、コーチは、本人の支障のない限り、任期は問わない。

② 各役員の任期は、1年とする。（再任は妨げない）

a) マネージャーは毎年9月1日に始まり、翌年の8月31日を終期とする。
ただし、9月1日から卒団式までを前任者との引き継ぎ期間とする。

b) 会計の任期は、会計年度とし、9月1日から12月31日までを新任者との引き継ぎ期間とする。

c) その他の役員も上記に基づき9月1日から新チームの運営にあたる。

選考

① 新チームの役員の選考は、毎年8月中旬までに任命し、代表から発表し、次の総会に報告、承認する。（ただし、会計監査は除く）

② 途中から就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

③ 役員が任期中に本チームの名誉を毀損または主旨に反する行為及び行動がある場合は、役員会の審議により解任できる。

第7章 総会及び役員会

第15条 総会は毎年1回必ず行う。また臨時においても代表が総会を招集することがある。

第16条 総会は、委任状を含め会員総数の3分の2以上をもって成立し、議事は過半数で可決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第17条 役員会は、代表の招集により随時行うものとする。

第8章 行事及び運営

第18条 行事は、野球のみならず健全育成に寄与すると思われるものには役員会を通じて極力参加するものとする。

第19条 行事は、毎年1月1日を始期として12月31日を終期とする。

第20条 年間行事は、役員と保護者でよく協議して計画して実行する。また、その都度発生する諸問題は役員会にはかり協議決定する。

第21条 運営は役員会での決定事項を速やかに保護者各位に報告し、保護者各位の協力をもって運営する。

第9章 連絡

第22条 部員の怪我、病気、学校行事、やむを得ない事由により当チームの行事（試合その他）に参加できないときは、事前に代表、監督、主将、もしくはマネージャーに届けること。

第24条 部員の連絡は連絡網を通じて行う。この連絡はその都度作成する。

第10章 表彰

第25条 次の各号に該当すると思われる場合は、役員会にて審査のうえ、これを表彰する。

- ① チームに誠実で他の部員の模範となった場合。
- ② 年間を通じて優秀な成績を修めた場合。
- ③ チームに名誉な行動をした場合。
- ④ その他、上記に類する行いがあった場合。

第11章 脱会及び休部

第26条 チームのルールを乱し、本チームの主旨に反した場合は、役員会にて審議し部員資格を奪する。

第27条 資格を失った場合、納入金は返納しない。

第28条 資格を失った場合、チームからの借用物は速やかにチームに返納すること。

第29条 休部の場合、原則としてその期間中の会費は納入しなければならない。ただし、理由によっては、役員会にはかり了承を得られれば、免除することができる。

第12章 傷害保険

第30条 本チームの行事中の事故については、別に定めている傷害保険の給付を受けることができる。

第31条 ただし、行事中の事故については本チームとして応急処置のみとし、保護者の負担になることがあっても一切異議申し立ては行わない。

第13章 慶弔

第32条 部員第一親等の慶弔時は本チームから10,000円を慶弔費として充てる。

第33条 部員の練習、試合の行事で事故に遭い入院し、入院日数が一週間を超えた場合、当チームから10,000円を見舞金として充てる。

第33条-1 滋賀県支部慶弔見舞金の贈与に関する事項を規定する。

第14章 補足

第34条 本会則の変更は、総会の決議とする。ただし、緊急を必要とする事項については役員会にて決定し、総会にて承認を得る。

第35条 本会則に定めていない事項については、その都度役員会において協議し、決定を促すものとする。

附則 本会則は、平成 8年 1月15日から実施する。

平成14年 9月 1日改正。

平成17年 3月 1日改正。